

補助金申請における必要書類

いずれの提出書類も、自署もしくは記名押印をお願いします。

●および▲になっている書類は添付しています。（いずれの提出書類もお返しできません。）

【受付場所】 宇佐市役所 上下水道課窓口 （支所では受付できません。）

1. 補助金申請時に必要な書類（※必要書類の全てを添付して提出してください。）

提出書類			注意事項
①	浄化槽補助金仮申請書	●	自署もしくは記名押印（以下同じ）
②	仮申請に関する同意書	●	業者に申請を委任する場合記入
	委任状		
③	浄化槽設置予定場所及び既存便槽の写真	○	設置予定場所と既存便槽などがわかること
④	浄化槽配置配管図	○	<u>配管の長さ等をすべて記入すること</u>
⑤	設置場所の位置図	○	地図
⑥	見積書（写し）	○	工事費の内訳を明記すること（一式表記はしない）
⑦	浄化槽設置工事費概要書(申請時添付用)	●	見積書の経費内訳
⑧	浄化槽設備士免状（写し）	○	浄化槽設置工事を行う者（昭和62年以前に資格を取得した場合は、特別講習の修了証書の写しも必要です。）
⑨	既存便槽を撤去できない理由書	▲	撤去できない場合に提出（撤去が原則です）
⑩	合併処理浄化槽設置承諾書	▲	浄化槽を設置する住宅を借りている場合

仮申請の受付について

- ・仮申請に必要な書類が全て添付されてから受付します。
- ・先着順ではありません。
- ・仮申請者数が多数となった場合、抽選にて交付申請対象者を決定します。
- ・抽選には申請者もしくは代理人のいずれかが必ず出席してください。
- ・抽選日にいずれも欠席した場合、申請辞退とみなします。
- ・交付申請対象者については、改めて別途本申請の書類を提出していただきます。
- ・郵送での提出は受付いたしません。

※補助金の申請にあたり、別紙【補助金申請の手引き（取扱要領）】をよく読んでから申請をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

2. 補助金本申請時に必要な書類（※必要書類の全てを添付して提出してください。）

提出書類		建築確認の有無		注意事項
		有	無	
①	浄化槽補助金交付申請書（様式第1号）	●		自署でない場合は押印必要（以下同じ）
②	浄化槽設置等に関する誓約書	●		業者に申請を委任する場合記入
	委任状			
③	浄化槽設置届出書（写）	○1	○	関係機関の審査済（受付印押印済）であること ※○1…都市計画区域外の場合 ○2…都市計画区域内の場合
	尿尿浄化槽設置概要書（写）	○2	—	
④	確認済証（建築基準法第6条の2第1項の規定による）（写）	○		都市計画区域内の場合（確認申請第一～五面は添付不要）
	建築工事届済証明書（証明願）（建築住宅課にて発行）			都市計画区域外の場合
⑤	浄化槽法第7条・11条検査依頼書（写）	○		検査料納入済であること
⑥	登録浄化槽管理票（C票）	○		
⑦	浄化槽登録証（写し）	○		
⑧	型式適合認定書（写し）	○		
⑨	型式適合認定書別添仕様書及び図面（写し）	○		
⑩	市税の滞納のない証明（原本）※注	○		発行後3ヶ月以内、コピー不可。

※注：課税証明や納税証明は不可。滞納のない証明書の発行がない自治体の場合に限り、過去3ヶ年度分の納税証明で代えることを可とします。事前にご相談ください。

本申請の受付について

- ・本申請に必要な書類が全て添付されてから受付します。
- ・郵送での提出は受付いたしません。

3. 工事着工時に提出する書類

①	事業着手届（様式第5号）	●	住所は着手時の現住所を記入
---	--------------	---	---------------

※浄化槽工事の着手前に提出してください。

※必ず補助金交付決定日（補助金交付決定通知書に記載）後に着手してください。

（補助金交付決定日前の着手は、補助金の対象外になりますのでご注意ください。）

※工事着工前後で、申請内容の変更や取下げ等事実があった場合、下記書類を速やかに提出してください。

※申請内容を変更する場合に提出する書類

①	変更承認申請書（様式第4号）	●	
②	補助金申請時の添付書類のうち変更する書類	○	

※補助金申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

※申請を取り下げる場合に提出する書類

①	変更承認申請書（様式第4号）	●	変更内容欄の「2. 申請の取下げ」を選択
---	----------------	---	----------------------

※工事の中止等で申請を取り下げる場合は、速やかに提出してください。

別途工事取止め届も必要です。

4. 工事完了後に提出する書類（※必要書類の全てを添付して提出してください。）

①	事業完了届（様式第6号）	●	住所は提出時の現住所を記入
②	領収書（写）	○	領収書の写し
③	浄化槽設置工事費内訳書(完成時清算添付用)	●	工事費の清算内訳
④	浄化槽配置配管図（完成時）	○	工事完成後の図面（管の長さ・配置など）
⑤	浄化槽保守点検委託契約書（写）	○	
⑥	浄化槽清掃委託契約書（写）	○	契約書がない場合は下記の誓約書
		▲	清掃の実施に関する誓約書
⑦	浄化槽使用開始報告書（写）	○	使用開始報告と同時に完了届を提出する場合は不要
⑧	浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証	○	(公財)大分県環境管理協会受付済のもの
⑨	浄化槽設置工事写真帳	●	別添様式に写真を貼付
⑩	浄化槽設置工事チェックリスト	●	⑧写真帳に添付
⑪	工程表	●	⑧写真帳に添付
⑫	浄化槽廃止届の写し	△	単独処理浄化槽を廃止した場合
⑬	住民票の写し	△	申請時に設置場所に居住していない場合

※工事が完了した日から30日以内又は令和8年3月16日のいずれか早い日までに提出してください。

提出ができない場合は、補助金が交付できませんのでご注意願います。

※工事写真の漏れがないよう十分ご注意ください。

便槽撤去および配管工事の写真について、着工前・着工中・着工後と流れが分かるように、なるべく同一方面から写真を撮るようお願いします。

※完了検査では申請者又は設置業者の立会いを求めることがあります。

※完了検査の結果が不適正であった場合や法定検査で不適正であった場合には、速やかに改善してください。

5. 完了検査、補助金交付額確定通知後に提出する書類

①	浄化槽補助金交付請求書（様式第8号）	●	住所は請求時の現住所を記入
②	浄化槽補助金交付額確定通知書（写）	○	検査後、申請者に送付します

※完了検査終了後、補助金交付額確定通知書を申請者に送付します。

【お問い合わせ】

宇佐市役所上下水道課 施設管理係
TEL0978-27-8189